

諸外国の 輸入規制

東京電力福島第一原子力発電所事故による 諸外国・地域の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、規制を設けた54の国・地域のうち、30の国・地域で撤廃、24の国・地域で継続。

規制措置の内容（国・地域数）		国・地域名
事故後の輸入規制を完全に撤廃 （30）		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン
事故後の 輸入規制 を継続 （24）	一部都県等を対象に 輸入停止（8）	香港、中国、台湾、韓国、シンガポール、マカオ、米国、フィリピン
	一部又は全ての都道府県 を対象に検査証明書等を 要求（15）	インドネシア、ブルネイ、仏領ポリネシア、アラブ首長国連邦、エジプト、バーレーン、レバノン、コンゴ民主共和国、モロッコ、EU（加盟国28か国を1地域とカウント）、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、ロシア
	自国での検査強化（1）	イスラエル

注1) 2018年12月28日現在。規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、検疫上輸出不可能になっている一部の野生動物肉についてのみ検査証明書等を要求。

出典：農林水産省「農林水産物・食品の輸出促進について」（平成31年1月15日更新）

農林水産省